

1 地方自治体の情報システム標準化に対する支援

地方自治体の情報システム標準化に向けた地方自治体の取組を推進するため、国は本年9月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下、「基本方針」という）を改正したが、標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行及び安定的な運用を行うには、以下の点について改善が必要と考えられるため、適切かつ迅速な対応を要望する。

- デジタル基盤改革支援補助金の補助上限額ではシステム移行に必要な費用をカバーできず、多くの市町村から「国から移行費用を確保できない場合、システム標準化は困難」との声がある。標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を行うための財政支援措置を講じること。
- ガバメントクラウド利用料などの移行後の運用に必要となる経費についても財政支援措置を講じること。
- クラウドサービス事業者（以下、「CSP」という）との調整は契約主体である国が担うことになるが、CSPの責に帰すべき事由により発生した損害のうちCSPからの賠償では補填されない部分の扱いが明確でなく、自治体は大きなリスクを抱えることになる。国は、基幹業務システムの標準化の推進主体として、CSPに対する賠償請求の徹底とともに、補填されない部分が生じた場合に自治体の意見を踏まえた措置が確実になされるための方策を検討すること。
- 基本方針において、国は自治体と「対話を行う」と記載されているが、国が中心となって調整を行うべき場面等に際して、自治体からの意見・要望を確実に汲み取る仕組みを構築すること。

2 行政手続の利便性を高める情報連携の推進

本県では、県民サービスの利便性向上と行政事務の効率化を進めるため、申請手続のオンライン化に取り組んでいるが、特定の行政機関の窓口で交付される紙の証明書等の添付を求める手続が申請者の大きな負担となっており、オンライン化の阻害要因ともなっている。

例えば、「本籍地の身分証明書」の添付を必要とする県の手続（宅地建物取引業者免許等）を行う場合、本籍地の市町村など複数の窓口を回らなくてはならないが、行政機関のバックオフィス連携が実現すれば書類の省略が可能となり、住民・行政の双方にメリットがある。

マイナンバー情報連携や申請手続の多くは国の法令に基づくものであり、地方自治体の努力だけでは限界があるため、以下の点について適切な対応を要望する。

- 「禁治産又は準禁治産の宣告の有無」のように、本籍地の身分証明書により確認しようとする情報をマイナンバー情報連携の対象に加えるなど、情報連携の対象拡大を検討すること。
- バックオフィス連携により、申請手続の際の添付書類をできる限り省略できるよう、必要な法令改正を検討すること。

3 公金収納のキャッシュレス化を円滑に進めるための支援等の実施

本県では、平成30年度に近代美術館など県の直営施設にキャッシュレス決済を導入したことを端緒に、令和5年度からは県証紙の廃止に伴い、約500の手数料にキャッシュレス決済を導入したことにより、窓口等におけるキャッシュレスの導入割合は全体の4分の3程度まで達したところである。

また、県民の利便性の更なる向上のため、電子申請・電子収納についても、積極的な推進を図っているところであり、約500手続のうち約8割に当たる約400手続については、令和6年度中に電子申請が可能となる見込みである。

しかしながら、今後、更なるキャッシュレス決済の導入や、電子申請が可能な手続きの拡大を図って行くに当たっては、大きく次の2点の課題が生じている。

① キャッシュレス化に伴う県の財政負担の増嵩等

インターネットへの回線への接続工事費用等のインシャルコストや、キャッシュレス端末のリース料等のランニングコストが、県の財政を圧迫し、更なるキャッシュレス化の阻害要因となっている。

また、キャッシュレス決済の手数料や利用可能な決済ブランド等については、民間事業者主導で決定されており、決済手数料の高止まりや、県主導で決済ブランドの拡大等が実施しにくいなど状況を招いている。

キャッシュレス化の推進については、国の方針に基づき全国的に進められている重要なDX施策であることから、国の責任において県への財政支援制度を早急に創設し、その推進を後押ししていく必要がある。

② 紙書類の申請書類への添付の義務付け等

現時点では電子申請を開始することが難しい、残りの2割の手続きについては、警察署を経由した申請や住民票の写し等の現物の添付が法令等で義務付けられていることなどにより、電子申請を行えない状況となっている。

そのため、改めて規制の必要性や手法を検証し、できるだけ早期に電子申請を可能としていく必要がある。

については、以下の点について適切な対応を要望する。

- デジタル庁と総務省等の関係省庁が連携の上、県が推進するキャッシュレス決済の導入に伴うイニシャルコストやランニングコストについては、早急に財政支援措置を制度化すること。
- デジタル庁と経済産業省等の関係省庁が連携の上、金融機関やカード会社、決済事業者などに対して、キャッシュレス決済手数料の軽減や、利用可能な決済ブランドの利便性の向上等について、指導、要請等を行うこと。
- デジタル庁と国家公安委員会等の関係省庁が連携の上、法令等の規制により電子申請が実施できない状況にある手続きについては、規制の必要性や手法を改めて検証し、できるだけ早期に電子申請が可能となるよう計画的に環境整備を進めること。